

## 一般社団法人茨城県環境保全協会

## 協会だより

2024年(令和6年)度  
第12号(通巻第128号)  
2025年3月1日発行  
一般社団法人茨城県環境保全協会  
発行担当 広報委員会  
水戸市平須町1825-192 平須ビル202  
TEL 029-303-6007  
FAX 029-303-6008  
URL <http://www.kankyo-ibaraki.com/>  
Mail [info@kankyo-ibaraki.com](mailto:info@kankyo-ibaraki.com)

## 茨城県浄化槽指導要綱の改正について

3月7日に茨城県県民生活環境部環境対策課長よりの通知文書が寄せられ、茨城県浄化槽指導要綱が改正され、4月1日から施行されることとなりましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、主に浄化槽一括契約書の保守点検に関する記述の変更について行われ、これは当協会から使用開始後20年近く経過した一括契約書に対し、時代に合わせた改正及び、浄化槽管理者に対して、あいまいな表現で誤った認識を与える恐れがある点を修正すべきである旨を(公社)茨城県水質保全協会に申し入れ、打ち合わせを重ねながら共同で改正案を作成し、茨城県とも協議の上今回の改正に至ったものであります。

まず最初におことわりですが、今の時代に即した契約書とするためには、反社会勢力に関する記述が必要ではないかということから始まった協議ですが、この件に関しましては、明文化することにより反社会勢力が使用する浄化槽の清掃を含む維持管理を規制することは、環境の悪化を招く恐れがあるという理由により、今回は採用いたしませんでした。

浄化槽管理者からその点について指摘を受けた際には、今まで通り覚書等での対応が必要となりますが、趣旨ご理解の上、ご了承いただきたいと思っております。

それでは変更となった箇所のなかから、主に別表1委託業務実施要領の清掃に関する部分のご説明をいたします。

## 1.保守点検(4)

## 改正前

乙は、保守点検の結果により、**丙と清掃の時期を調整する。**

## 改正後

乙は、保守点検の結果により、**清掃時期を繰り上げる必要があると認められる場合には、甲及び丙と清掃の時期**

**を調整する。**

以上の改正は、もともと浄化槽の清掃は法律上年1回以上必要であることは間違いのないところではあるものの、昨今のコンパクトタイプの浄化槽の場合、年1回の清掃では、当初の性能を維持できないことがあり、必要に応じて清掃の時期を前倒しする必要があるため、改正後の文章に改め、浄化槽管理者に対してもわかりやすい文章としました。

## 2.清掃(2)

## 改正前

清掃は、(中略)委託期間中に**1回以上実施する。**

## 改正後

清掃は、(中略)**年1回以上実施する。**

以上の改正は、浄化槽管理者に対して、維持管理契約にかかわらず年1回以上の清掃を意識付けるものであります。

4.保守点検、清掃、および法定検査の予定は、原則次のとおりとし、状況に応じて変更することがある。

## 変更後

## 削除

この改正は、先に述べたように清掃の時期については年1回以上必要に応じて行う必要があるため、設置及び前回清掃から1年たらずに清掃が必要になることが考えられるため、表記されている月にとらわれず清掃を行いやすくするために削除をしました。

また、昨今の諸物価高騰にも対応できるように、最下段の各種料金の記載には、「**ただし甲乙丙丁協議の上保守点検料及び清掃料を改定することができるものとする。**」という一文を追加いたしました。

以上の内容で改正を行い、令和7年4月1日からの施行となりますが、茨城県浄化槽指導要綱の付則にも、今回の改正に際し、「当面の間、改正前の様式を利用できるものとする」とあります

ので、現在皆さんがお持ちの一括契約書を引き続き利用することは可能です。

新様式の浄化槽一括契約書につきましては、準備ができ次第当協会でも販売を行う予定であり、会員の皆様には割引も検討しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、今回の改正に際しましてご尽力をいただいた(公社)茨城県水質保全協会並びに茨城県県民生活環境部環境対策課の皆様へ厚く御礼を申し上げます。

## 2月度定例役員会の開催

2月19日(水)午前10時より2月度の定例役員会を水戸市の協会事務所にて開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。

## 出席理事

岡島理事長 池田副理事長 秋山 小林 早川 佐野 犬塚 小沼 樋口 福田理事(理事13名中10名出席) 佐藤監事

## 協議事項

## ①2025年度表彰について

5月に開催される定時総会の席上で表彰される理事長表彰、優良事業所表彰について検討し決定しました。

## ②2025年度事業計画について

2025年度の事業計画について協議しました。内容については後日ご報告いたしますが、おおむね例年に倣った内容となっております。

## ③「協会だより」について

協会だより2月号の内容について広報研修委員会より提案があり承認されました。県内全ての市町村、県の関係機関に無料配布しています。もし、ご希望の関係者の方がありましたら当協会までご連絡下さい。

## 報告事項

①茨城県産業資源循環協会 新春賀詞交歓会

1月28日(火)ホテルレイクビュー水

戸にて行われた茨城県産業資源循環協会令和7年度新春賀詞交歓会に岡島理事長が来賓として出席しました。

③第103回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦について

令和7年3月2日(日)稲敷市「あずま学習センター」前にて行われる第103回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦へ参加について協議しました。次世代育成委員会のメンバー8名を中心に参加します。

## ④浄化槽一括契約書(案)

浄化槽一括契約書の見直し(案)について確認しました。新しい浄化槽一括契約書が茨城県の浄化槽要項に掲載されます。

⑤資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部施行について(通知)

令和7年2月1日より施行された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について確認しました。

## ⑥新年会会計報告

事務局より1月25日(土)に水戸京成ホテルで開催した新年会の会計報告がありました。

以上の内容で2月度の役員会を開催しました。

## 全浄連事務局長会議

2月25日(火)東京のグランドホテル市ヶ谷にて令和6年度全浄連 会員団体事務局長等会議が開催され岡島理事長が出席しました。当日は上田会長の挨拶にはじまり、「浄化槽行政の最近の動向について」と題して環境省浄化槽推進室沼田浄化槽推進室長より講演がありました。

さらに講演は国土交通省、総務省、日本環境整備教育センターと続き、終了後には懇親会も開かれ、全国から集まった関係者との情報交換をしてまいりました。